

はじめに

1. インド : 複数ブランド小売業への外国直接投資に係る規制の最近の動向
2. ベトナム : 労働者派遣事業に関する Decree No.55/2013/ND-CP
3. シンガポール : 会社法改正法案の草案の公表
今号のコラム -インドネシア-

はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 17 号(2013 年 7 月号)を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. インド:複数ブランド小売業への外国直接投資に係る規制の最近の動向

(1) 複数ブランド小売業への外国直接投資に係る規制の概要

インドにおいて、複数ブランド小売業(Multi Brand Retail)への外国直接投資(FDI)は、以下の条件で、出資比率 51%を上限として、外国投資促進委員会(Foreign Investment Promotion Board)の承認を得た上で、行うことができるものとされています。

- ① 最低 1 億米ドルの投資を行うこと
- ② 投資額の少なくとも 50%を 3 年以内に物流、倉庫等のバックエンドインフラ(backend infrastructure)に投資すること
- ③ 製品・加工品の少なくとも 30%はインド国内の小規模企業(工場及び機械に対する総投資額が 100 万米ドル以下の企業)から調達すること
- ④ 店舗の設置は原則として人口 100 万人以上の都市に限ること
- ⑤ 店舗の設置は複数ブランド小売業に対する FDI を認める中央政府の方針の導入を承認した州及び連邦直轄領に限ること

(2) 複数ブランド小売業への FDI を認める中央政府の方針を承認する州の追加

2013 年 6 月 3 日及び 7 月 4 日付けで、インド政府商工省産業政策促進局(Ministry of Commerce & Industry Department of Industrial Policy & Promotion)が公表したプレスノートによれば、上記(1)⑤の複数ブランド小売業に対する FDI を認める中央政府の方針の導入を承認する州として、新たに、ヒマチャル・プラデシュ州(Himachal Pradesh)及びカルナタカ州(Karnataka)が追加されました。これにより、合計 12 の州及び連邦直轄領において、複数ブランド小売業が認められることになりました。

(3) 複数ブランド小売業への FDI に係る規制の明確化

2013 年 6 月 6 日、インド政府商工省産業政策促進局は、上記(1)の複数ブランド小売業に対して FDI を行う際の条件に関するいくつかの論点について、解釈を明らかにしました。主要な論点に対する解釈は以下のとおりです。

-上記(1)②のバックエンドインフラへの投資義務に関して、既存のバックエンドインフラを購入した場合であっても、上記 50%に算入されるかが明確ではありませんでした。この点に関して、既存のバックエンドインフラを購入した場合には上記 50%には算入されず、バックエンドインフラへの新規投資を行う必要があることが明確化されました。

-上記(1)③の小規模企業からの調達義務に関して、調達した製品・加工品を(小売店舗における販売ではなく)グループ会社等に販売した場合であっても、上記 30%に算入されるかが明確ではありませんでした。この点に関して、グループ会社等に販売した場合には 30%には算入されず、調達した製品等が小売店舗を通じて一般の消費者に対して販売される場合のみ、要件を充足することが明確化されました。

-複数ブランド小売業に対する FDI を行った者が、フランチャイズ契約に基づき、フランチャイジー小売店舗をインドに設置することができるかについては、明らかではありませんでした。この点に関して、フランチャイズ方式による小売店舗の設置は、少なくとも、複数ブランド小売業に対する FDI を認める中央政府の方針の導入を承認していない州においては認められないことが明確化されました。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824

✉ yohei.koyama@mhmjapan.com

弁護士 関口 健一

☎ 03-6266-8562

✉ kenichi.sekiuchi@mhmjapan.com

2. ベトナム:労働者派遣事業に関する Decree No.55/2013/ND-CP

従来、ベトナム法上、人材紹介業に従事することは認められていたものの、労働者派遣事業(労働契約自体は雇用者たる派遣元企業と労働者との間で締結するものの、当該労働者を直接使用することなく、一時的な業務のために別の企業に派遣すること)の可否については明確ではありませんでしたが、2013年5月1日に施行された新しい労働法において、「労働者派遣企業は、デポジットを納付し、かつ、労働者派遣事業に係る許可を取得しなければならない」(同法第54条第1項)と規定される等、労働者派遣事業に従事することが明文上認められました。

もともと、労働法においても「労働者派遣事業の許可、デポジットの納付、及び労働者派遣を実施できる業務のリストについては、政府が規定する」(同法第4条第3項)と規定されており、その具体的な内容は明らかではありませんでした。

このような背景の下、労働者派遣事業に関する Decree No.55/2013/ND-CP(以下「本 Decree」といいます)が2013年7月15日より施行され、①労働者派遣事業に従事するための要件及び②労働者派遣事業に関する制限等が明らかになりました。

① 労働者派遣事業に従事するための要件

- (i) 納付すべきデポジットの額が明確になり、20億ベトナムドンを当該企業の取引銀行の口座に入金しなければならないことが規定されました(本 Decree 第5条及び第16条)。なお、当該デポジットは、賃金が支払われない派遣労働者に対して補償を行う場合等に用いられます(本 Decree 第15条)。
- (ii) 内資企業の場合は、法定資本金が20億ベトナムドン以上である必要があり、外国企業によるベトナム企業との合弁会社の場合には、資本金と資産の合計が100億ベトナムドン以上である必要があることが規定されました(本 Decree 第6条第1項及び第3項)。

② 労働者派遣事業に関する制限

- (i) 派遣先企業における業務は17つに限定され、秘書・業務アシスタント、プロジェクトコーディネーター、製造ラインのプログラマー、財務・税務担当者、運転手等が挙げられております(本 Decree 第25条及び別表v)。
- (ii) 人材派遣期間は最大12ヶ月を超えてはならないとされ(本 Decree 第26条第1項)、派遣期間の満了後に同一の派遣先企業に対して引き続き同一の労働者を派遣することが禁止されました(本 Decree 第26条第2項)。

以上のとおり、本 Decree の施行によって、①労働者派遣事業に従事するための要件及び②労働者派遣事業に関する制限等が明確になりました。もともと、本 Decree では、外国企業によるベトナム企業との合併会社の設立に関する規定は設けられているものの、外国企業による独資企業の設立に関する規定は設けられていないことから、外国企業による独資企業の設立は認められない可能性があります。また、派遣先企業における業務は限定的であり、一般的に需要が多いと思われる製造業の製造ラインが対象外とされているように読める点に留意が必要です。

弁護士 小山 洋平

☎ 03-5220-1824

✉ yohei.koyama@mhmjapan.com

弁護士 梅津 英明

☎ 03-6212-8347

✉ hideaki.umetsu@mhmjapan.com

弁護士 佐藤 貴哉

☎ 65-6593-9759 (シンガポール)

☎ 03-6266-8543

✉ takaya.sato@mhmjapan.com

弁護士 山口 健次郎

☎ 03-6266-8792

✉ kenjiro.yamauchi@mhmjapan.com

3. シンガポール:会社法改正法案の草案の公表

2013年5月2日、財務省及び会計・企業規制局(ACRA)は、シンガポール会社法の改正法案の草案を公表すると同時に、同草案を6月14日までのパブリックコメントに付しました。会社法の改正については、本ニュースレター第9号でご紹介したとおり、2011年6月に諮問委員会から公表された改正試案に関し、2012年10月財務省によるレビューがなされたものですが、上記草案はそのような改正試案を法案化したものです。今回は、前回ご紹介した改正点以外の主な改正点をご紹介します。

- (1) 議決権行使委任状の複数発行の解禁: 株主が名義株主業務・証券保管業務等を営む銀行・証券会社等である場合には、株主総会にあたって議決権行使委任状を複数発行することができるものとされています。これにより、そうした会社を通じて株式を保有する間接投資家がそれぞれ個別に株主総会に参加し、議決権を行使することができるようになります。
- (2) 公開会社(public company)に関する1株1議決権の原則の廃止: 内容の異なる議決権の付された株式を公開会社が発行することが認められます。
- (3) 非公開会社(private company)による資金援助禁止の廃止: 会社法上、会社が自己株式又は持株会社の株式を取得することを目的として資金を援助することは禁じられていましたが、今回の改正で、非公開会社についてはかかる規制が廃止されることとされています。
- (4) 基本定款・附属定款の統合: 基本定款・附属定款の区別は廃止され、今後は単一の設立書類として統合されます。

今後、各方面から提出されたパブリックコメントの要約が作成され、2013年末までを目処にその回答ともに公表される見込みです。

弁護士 川村 隆太郎

☎ 65-6593-9754 (シンガポール)

☎ 03-6212-8352

✉ ryutaro.kawamura@mhmjapan.com

今月のコラム -インドネシア-

「あなたにとってラマダンとはどういうものですか？」

このような質問を、複数のムスリムのインドネシア人に尋ねてみました。

.....

ご案内のとおり、イスラム教が人口の約 9 割を占めるインドネシアは、ラマダン(断食月)は国を挙げての「行事」となります。先日、インドネシア宗教省は、今年のラマダンは、7月10日(一部の宗派については7月9日)から開始すると発表しました。本ニュースレター発行時、インドネシアはまさにラマダンの真っ最中ということになります。8月8日、9日が断食明けの国民の休日として指定されていますが、ラマダンの最終日がいつになるかは月の満ち欠けを見て判断する必要があるため、正式にはまだ決まっていません。



[筆者住居最寄りのモスク]

日や地域によって若干前後しますが、ジャカルタの場合、午前4時35分頃から午後5時55分頃まで、ムスリムは、食事のみならず、一滴の水も飲みません。各日・地域ごとの断食開始、断食明けの時間は、リスト化されて各機関から発表されていますので(<http://rukayatulhilar.org/imsakiyah/index.php?id=122>)、断食(プアサ)をするムスリムはこれを印刷して肌身離さず持ち歩いています。



[店内をカーテンで覆う店]

ラマダン期間に入ると、マクドナルドやスターバックスのような飲食店は、日中、店内が見えないようにカーテンで覆います。また、昼食のために外出する人が減り、カキリマ(移動式屋台)等の姿もなくなるため、普段に比べると、日中の道路の混雑はやや緩和されます。一方、断食明け(ブカ・プアサ)の食事を家族でとるために午後5時過ぎに帰宅者が集中するので、夕方時間帯はいつも以上に渋滞が激しくなります。企業や公的機関も、ラマダン中は退社時間を早める等して断食中のムスリムに配慮しています。

インドネシアの人達はラマダンをどのように捉えているのか。それが少し気になり、せっかくの機会なので、冒頭の質問を、言葉を選びつつ、出向先の事務所の同僚を含め数人にしてみました。彼らの答えはみな一緒で、

「私はラマダンが好き」

というものでした。その理由は様々で、「罪や穢れを清めることのできる神聖な月だから」や「達成感があるから」という人もいれば、(半ば冗談であるとは思いますが)「日中道が混雑しないから」「昔、おじさんが断食期間中はいつもお小遣いくれたから何となく昔から好き」という人もいました。ただ、ある人が言っていた理由、「ラマダン中は、皆が優しくなる。そして、社会的になって、お互いに一体感を感じることができる。」これは全員が共通して持っている感覚のようでした。実際、断食明け(ブカ・プアサ)の食事は家族以外の人も含めできるだけ皆でとるという習慣があります。



[同僚皆でブカ・プアサを楽しむ]

断食を通じて得られる達成感、人との一体感。そして、断食明けの連休後、また新たな気持ちで人生に邁進する。彼らの話を聞いていて、この断食という文化も、今のインドネシアの活力を支える一つの源かもしれないと思いました。

(弁護士 埜晋)

セミナー・文献情報

- セミナー 『アジアの英文 JV 契約マスター塾～アジアで勝つための JV 契約活用法～』
開催日時 2013 年 8 月 6 日(金) 14:00～17:00
講師 小山 洋平
主催 金融財務研究会

- セミナー 『【ブロードバンド&グローバル戦略特別セミナー】ブラジル・メキシコ進出成功のための法務と実務』
開催日時 2013 年 7 月 30 日(火) 14:00～17:00
講師 梅津 英明
主催 株式会社 新社会システム総合研究所

- 論文 『バングラデシュにおける M&A 法制』
掲載誌 旬刊商事法務
著者等 関口 健一、飯田 拓己、細川 怜嗣、早川 翔

- 論文 『インドの外資規制と小売業をめぐる近時の動向 緩和される小売業への外国直接投資の条件』
掲載誌 月刊ザ・ローヤーズ
著者等 関口 健一

- 論文 『日本の法律事務所の海外展開及び海外展開総合支援協議会の取組』
掲載誌 月刊法律のひろば
著者等 石本 茂彦

- 論文 『トルコにおける M&A 法制』
掲載誌 旬刊商事法務
著者等 土屋 智弘、梅津 英明、渥美 雅之、新井 朗司

MHM Asian Legal Insights 第 17 号 (2013 年 7 月号) [2013.7.22 発行]

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330

www.mhmjapan.com